

公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ 役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ（以下「当法人」という。）の倫理規程第6条第3項に規定する役員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この規程は、当法人の役員に対して適用する。

（自己申告）

- 第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。
- 2 前項に規定する場合のほか、当法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（当法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。
- 3 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

（定期申告）

第4条 役員は、毎年6月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について理事長に書面で申告するものとする。

（申告後の対応）

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた理事長は、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合又は監事である場合には他の理事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

（申告内容及び申告書面の管理）

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年5月10日から施行する。(令和2年度第1回理事会決議)
- 2 この規程は、令和4年7月16日から改正施行する。(令和4年度第2回理事会決議)
- 3 この規程は、令和7年6月22日から改正施行する。(令和7年度第1回理事会決議)

別紙

- (1) 当法人以外の団体（法人格を問わず公益法人、特定非営利活動法人、株式会社、任意団体を含み、以下「団体等」という。）の役員、評議員等、名目又は形態を問わず、その組織若しくは事業に関する意思決定に何らかの関与を行う役職に就くこと又はその業務に従事すること。
- (2) 当法人と取引関係のある団体（助成申請予定若しくは申請中の団体を含み、以下「取引団体等」という。）又はその役員若しくはこれに準ずる者若しくは従業員（以下「取引団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（餞別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。
- (3) 取引団体等又は取引団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (4) 取引団体等又は取引団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。
- (5) 取引団体等又は取引団体等役職員から供応接待を受けること。
- (6) 取引団体等役職員と共に遊技又はゴルフをすること。
- (7) 取引団体等役職員と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (8) 取引団体等又は取引団体等役職員をして、第三者に対し前 2 号から 7 号に掲げる行為をさせること。

以上